

## 寄付金について税優遇措置のご案内

2011/6/30 現在

### 1. 個人によるご寄付

- 個人の皆さまからのご寄付は、特定寄付金として 所得金額の寄付金控除の適用、 所得税額の特別控除の適用、 のどちらか有利な方を選ぶことができます。

寄付金控除額 = その年に支払った特定寄付金の合計額(総所得金額等の 40%を限度) - 2 千円

寄付金特別控除額 = (その年に支払った認定 NPO への寄付金の合計額(総所得金額等 - 2 千円) × 40% 特例措置を受けるためには、所轄税務署へ確定申告を行なってください(年末調整では控除できません)。確定申告を行った場合は、住民税の計算においても寄付金の税額控除が行われます。

- 相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を相続税の申告期限内にご寄付くださった場合、その寄付金額には相続税が課税されません。

特例措置を受けるためには、相続税の申告書に必要な事項を記入し、当団体が発行する領収書を添付してください。

### 2. 法人によるご寄付

- 認定 NPO 法人に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせ一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。

- それぞれ特定の例外、限度額等がありますので、必ず寄付時点での最新情報をお近くの税務署や、国税庁ホームページ等でご確認ください。
- 寄付金控除等の制度に関するお問合せは、お近くの税務署にお尋ねください。
- 認定 NPO 法人制度及び認定 NPO 法人へのご寄付に関する詳細は、国税庁のホームページでもご覧いただけます。

#### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/>

#### 認定 NPO 法人制度に関する詳細

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>

#### パンフレット「寄附金を支払ったとき」(PDF/155KB)

[http://www.nta.go.jp/shi\\_raberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/12.pdf](http://www.nta.go.jp/shi_raberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/12.pdf)

- 当団体への 1 年間のご寄付が一定の金額以上となった方については、法令の定めにより、当団体から税務当局に対して報告することが義務付けられています。ただし、この報告は認定 NPO に関する情報公開の対象とはされません。